

四條畷中学校・四條畷西中学校整備事業

募集要項

平成 28 年 3 月 25 日

四條畷市

第 1 募集要項の定義	1
第 2 事業概要	2
1 事業内容に関する事項	2
(1) 事業名称	2
(2) 事業に供される公共施設等	2
(3) 公共施設等の管理者の名称	2
(4) 事業の目的	2
(5) 事業の概要	2
(6) 事業方式	3
(7) 事業者への支払	3
(8) 事業実施スケジュール（予定）	3
(9) 遵守すべき法令等	3
第 3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 民間事業者の募集及び選定の方法	6
2 選定の手順及びスケジュール	6
3 応募者の備えるべき参加資格要件	6
(1) 応募者の構成等	6
(2) 応募者の資格要件	7
(3) 募集者の参加資格要件	8
4 募集手続等	9
(1) 募集要項等に関する事項	9
(2) 資格審査書類の受付及び審査	10
(3) 提案書の提出	11
(4) 提案上限価格	15
5 優先交渉権者の選定及び決定	16
(1) 審査の体制	16
(2) 選定の方法	16
(3) 優先交渉権者等の決定及び公表	17
第 4 契約に関する基本的な考え方	18
1 契約内容についての協議	18
2 契約保証金等	18
3 仮契約及び契約の締結	18
4 次点交渉権者との交渉	18
5 募集及び契約締結に伴う費用負担	18
6 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	18
第 5 その他事業の実施に関し必要な事項	19
1 議会の議決	19
2 債務負担行為の設定	19
3 情報公開及び情報提供	19
4 本事業に関する市の担当部署	19

第1 募集要項の定義

四條畷市（以下「市」という。）は、市内の2中学校の改修整備について設計・施工一括発注方式を導入することとし、四條畷中学校・四條畷西中学校整備事業（以下「本事業」という。）を実施することとした。

四條畷中学校・四條畷西中学校整備事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、本事業を実施する民間事業者を選定するため、平成28年3月25日に公告した公募型プロポーザル（以下「募集」という。）について手続き等を記載した要項である。

また、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、契約書（案）についても、募集要項と一体的なもの（以下「募集要項等」という。）として扱うものである。

なお、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問に対する回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

四條畷中学校・四條畷西中学校整備事業

(2) 事業に供される公共施設等

四條畷中学校、四條畷西中学校

(3) 公共施設等の管理者の名称

四條畷市長 土井 一憲

(4) 事業の目的

市は、四條畷市まちづくり長期計画を策定し、豊かな自然や歴史・文化などの地域資源を存分に生かし、四條畷らしい居住性の高いまちづくりをめざして取り組んでいる。

その取り組みの一環として、四條畷市教育環境整備計画を策定し、市内の小中学校の再編整備を実施し、再編後の小中学校を拠点とした、新たなコミュニティ重視のまちづくりを進めることとしている。

本事業は、上記のまちづくりを進めると同時に、教育環境のさらなる向上をめざして既存の中学校舎の改修及び既存校内における新たな施設の整備を行うものである。

(5) 事業の概要

① 本対象施設

四條畷中学校、四條畷西中学校

② 事業の範囲

本事業で選定された民間事業者による共同企業体（以下「事業者」という。）が行う主な業務は次のとおりである。具体的な事項については、要求水準書において提示する。

- ・ 四條畷中学校の技術棟の撤去
- ・ 四條畷中学校の小中連携棟、クラブ活動用倉庫の整備
- ・ 四條畷中学校の既存校舎、既存体育館の改修
- ・ 四條畷西中学校のプール、体育館、クラブ活動用倉庫の整備
- ・ 四條畷西中学校の既存校舎の改修
- ・ 工事に伴う備品の設置及び移設等の関連業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 建築確認申請等の手続業務
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(6) 事業方式

本事業は、設計及び施工を一体的に発注する設計・施工一括発注方式によるものとする。

(7) 事業者への支払

市は、提案にもとづき契約書に定める額を竣工までの各年度に支払う。

(8) 事業実施スケジュール（予定）

本事業の予定スケジュールは、次に示すとおりである。

時 期	内 容
平成 28 年 8 月	仮契約締結
平成 28 年 9 月	市議会における議決後に契約締結
平成 30 年 12 月末	四條畷中学校、四條畷西中学校に係る学校施設の整備完了

(9) 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令及び条例等、参考とすべき仕様書等は次に示すとおりである。このほか、本事業に関連する法令等を遵守すること。

① 法令等

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）

スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)
義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和 33 年法律第 81 号）
学校施設の確保に関する政令（昭和 24 年政令第 34 号）
民法（明治 29 年法律第 89 号）
商法（明治 32 年法律第 48 号）
各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
その他、本事業に係る法令

② 大阪府・四條畷市の条例等

大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）
大阪府景観条例（平成 10 年大阪府条例第 44 号）
大阪府屋外広告物条例（昭和 24 年大阪府条例第 79 号）
大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）
大阪府安全なまちづくり条例（平成 14 年大阪府条例第 1 号）
大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）
大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）
大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）
四條畷市生活環境の保全等に関する条例（平成 20 年条例第 1 号）
四條畷市開発指導要綱（平成 7 年施行平成 26 年改正）
四條畷市水道事業給水条例（平成 9 年条例第 17 号）
四條畷市下水道条例（昭和 60 年条例第 20 号）
その他、本事業に係る条例等

③ 参考仕様書・参考基準

小学校施設整備指針（平成 26 年文部科学省大臣官房文教施設企画部）
中学校施設整備指針（平成 26 年文部科学省大臣官房文教施設企画部）
学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）
遊泳用プールの衛生基準（平成 19 年健衛発第 0528003 号）
プールの安全標準指針（平成 19 年文部科学省・国土交通省）
循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成 13 年健衛発第 95 号）
公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年国土交通省大臣官房官庁営繕部）
日本建築学会諸規準

建築構造設計基準（平成 25 年国土交通省国営整第 38 号）

電気設備工事共通仕様書及び同標準図

建築工事安全施工技術指針

建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）

建設副産物適正処理推進要綱

建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕課監修（最新版））

その他、本事業に係る仕様書、基準等

なお、解釈に関して基準等の中で相反する等疑義が生じた場合は、別途市と協議の上、適否について決定するものとする。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定の方法

本事業では、学校施設の設計、建設についての事業者の幅広い能力や提案内容を総合的に評価するものである。

従って、事業者の選定にあたっては、事業者が募集の公告において提示する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が市の要求する学校施設の整備に関する要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定にあたってのスケジュールは、下記のとおりとする。

日 程		内 容
平成 28 年	3 月 25 日 (金)	募集公告及び募集要項等の公表
	3 月 28 日 (月) ~ 4 月 1 日 (金)	募集要項等に関する質問受付
	4 月 4 日 (月) ~ 4 月 8 日 (金)	現地見学会の開催
	4 月 14 日 (木)	募集要項等に関する質問に対する回答・公表
	4 月 21 日 (木) ~ 4 月 27 日 (水)	募集要項等に関する質問受付 (第二回)
	5 月 16 日 (月)	募集要項等に関する質問に対する回答・公表 (第二回)
	5 月 23 日 (月) ~ 5 月 25 日 (水)	資格審査書類 (参加表明書及び参加資格審査申請書) の受付
	6 月 1 日 (水)	参加資格審査の確認結果
	7 月 15 日 (金)	提案書の受付締切
	7 月下旬 ~ 8 月上旬	提案書内容に関するヒアリング
	8 月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
	8 月中旬	基本協定の締結
	8 月下旬	仮契約の締結
9 月中旬	契約の締結 (9 月市議会に上程)	

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、複数の企業で構成されるグループ (以下「応募グループ」という。) とし、応募グループは、代表企業を定め、代表企業以外の企業は構成企業とする。

イ 応募に際しては、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

ウ 本事業に係る事業者選定の結果、優先交渉権者として決定された応募グループは、事業者として、

特定建設工事共同企業体を結成こと。

- エ 事業者として結成する特定建設工事共同企業体は、甲型共同企業体（共同施工方式）または、乙型共同企業体（分担施工方式）とし、市は、設計企業、工事監理企業、及び建設企業と連名で契約を締結する。
- オ 参加表明書及び参加資格審査申請書（以下「資格審査書類」という。）の受付日後においては、原則として応募グループの構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件として応募グループの構成員（ただし、代表企業を除く。）の変更・追加ができるものとする。

(2) 応募者の資格要件

応募者は、事業を適切に実施できる能力（技術・実績・資金・信用等）を備える者であり、資格審査書類の受付日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

① 学校施設の設計業務を行う者（以下「設計企業」という。）

- ア 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- イ 校舎等学校施設（公立、私立を問わない、以下同じ）又はこれに準ずる施設（公共公益施設をさす、以下同じ）の設計実績（基本設計若しくは実施設計）を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限る。

② 学校施設の工事監理業務を行う者（以下「工事監理企業」という。）

- ア 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- イ 校舎等学校施設又はこれに準ずる施設の工事監理の実績を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限る（募集の公告日において工事中であるものを含む。）

③ 学校施設の建設業務を行う者（以下「建設企業」という。）

- ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく直近の経営事項審査の建築一式の総合評点が 1,400 点以上であること。なお、共同企業体として学校施設の建設業務を行う場合は、経営形態は、甲型共同企業体（共同施工方式）とし、共同企業体の代表たる構成員は、同総合評価点が 1,400 点以上、代表以外の構成員にあつては、同総合評価点が 700 点以上であること。
- ウ 校舎等学校施設又はこれに準ずる施設で延床面積が 5,000 m²以上の施設に係る施工の実績を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去 10 年間に竣工したもので、元請人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の形態が、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20%以上であるものに限る。共同企業体として学校施設の建設業務を行う場合には、共同企業体の構成員のうち少なくとも 1 社が上記実績を有するものであること。

(3) 募集者の参加資格要件

応募グループの代表企業、構成企業のいずれも、以下の参加資格要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- イ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業契約の締結までの期間に、市から指名停止を受けていないこと。市の入札参加者資格登録を行っていない者については、市が指名停止を行う要件に該当していないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- オ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと。
- キ 清算中の株式会社である事業者について、商法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- ク 手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。
- ケ 直近 1 年間の法人税、消費税（地方消費税を含む。）、事業税、法人市民税、固定資産税を滞納していないこと。
- コ 市が（仮称）四條畷市新小学校等整備事業に係るアドバイザー業務を委託していた企業及びその協力会社と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、（仮称）四條畷市新小学校等整備事業に関し、市のアドバイザー業務を行った者は以下のとおりである。
 - アドバイザー 株式会社地域経済研究所 大阪府大阪市中央区
 - 協力会社 株式会社地域計画建築研究所 大阪府大阪市中央区
 - 協力会社 株式会社電通 東京都港区
 - 協力会社 弁護士法人御堂筋法律事務所 大阪府大阪市中央区
- サ なお、本募集要項において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- シ 応募グループの代表企業、構成企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成企業として参加していないこと。
- ス 第 3 5 (1)に記載の審査委員及び意見を求める学識経験者（以下「委員」という。）との資本関係若しくは人的関係において、次に掲げる A)～E)のいずれかに該当する者

- A) 委員が発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
- B) 委員が資本総額の 50%を超える出資をしていること。
- C) 委員の所属する企業が、発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
- D) 委員の所属する企業が、資本総額の 50%を超える出資をしていること。
- E) 委員が役員または従業員となっていること。

4 募集手続等

(1) 募集要項等に関する事項

① 募集の公告及び募集要項等の公表

募集の公告は平成 28 年 3 月 25 日（金）とし、市のホームページに掲載する。本件募集要項等についても同様にホームページにおいて公表し、紙面による配付は行わない。

② 募集要項等に関する質問及び回答・公表

本件募集要項等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

ア 受付期間

平成 28 年 3 月 28 日（月）から 4 月 1 日（金）午後 5 時（必着）

イ 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問・意見書」（「様式集」様式 1）に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。（ファイル形式は、Microsoft Word とする。）

なお、電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認を行うこと（午前 10 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時までとする）。

ウ 提出先

後記 第 5 4 に記載の本事業に関する市の担当部署

エ 回答の公表（予定）

質問に対する回答は、平成 28 年 4 月 14 日（木）に後記 第 5 4 に記載の本事業に関する市の担当部署のホームページで公表する。

③ 参考資料の配付

要求水準書の参考資料に関しては、四條畷市教育委員会 教育部教育環境整備室において DVD にて配付を行う。

ア 配付期間

平成 28 年 3 月 28 日（月）から 5 月 25 日（水）までの土、日及び祝日を除き、午前 10 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

参考資料の DVD の引き渡し希望日の前日の正午までに、下記の配布場所へ電話にて来庁希望時間を連絡すること。

なお、この際、参考資料配布申込書（「様式集」様式 2）を添付ファイルにて送信し、原本を引き渡しの際に持参すること。

イ 配付場所

後記 第 5 4 に記載の本事業に関する市の担当部署

④ 現地見学会

希望者に対して現地の見学会を実施する。

ア 受付期間

平成 28 年 3 月 28 日（月）から 4 月 1 日（金）午後 5 時（必着）

イ 実施期間

平成 28 年 4 月 4 日（月）から 4 月 8 日（金）

ウ 受付方法

下記の申込み先に電話にて申込みを行い、参加人数、日程等の打ち合わせを行うこと。（午前 10 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時までとする）。

ウ 提出先

後記 第 5 4 に記載の本事業に関する市の担当部署

⑤ 募集要項等に関する質問及び回答・公表（第二回）

第二回の質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

ア 受付期間

平成 28 年 4 月 21 日（木）から 4 月 27 日（水）午後 5 時（必着）

イ 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問・意見書」（「様式集」様式 1）に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。（ファイル形式は、Microsoft Word とする。）

なお、電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認を行うこと（土及び日を除き、午前 10 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時までとする）。

ウ 提出先

後記 第 5 4 に記載の本事業に関する市の担当部署

エ 回答の公表（予定）

質問に対する回答は、平成 28 年 5 月 16 日（月）に後記 第 5 4 に記載の本事業に関する市の担当部署のホームページで公表する。

(2) 資格審査書類の受付及び審査

参加資格審査に関する提出書類は下表による。各様式は「様式集」に従い、様式毎に指定された Microsoft Word（原則 10.5 ポイント活字）を使用して作成すること。また、提出書類は A4 サイズ二穴のファイルに綴じた状態で、正 1 部、副 19 部を持参により提出すること。

名称	様式
参加表明書	3
参加資格審査申請書	4
参加企業一覧表	5
参加企業 会社概要	6
委任状	7
設計企業に関する資格	8

建設企業に関する資格	9
工事实績調書	10
工事施工証明書	11
工事監理企業に関する資格	12
その他の添付書類	13
未登録企業の提出書類（※）	14

※市の入札参加資格者名簿に登録されていない企業（以下「未登録企業」という。）については、「未登録企業の提出書類」（「様式集」様式 13）に記載する追加の書類提出が必要となるので、該当企業は留意すること。

ア 受付期間

平成 28 年 5 月 23 日（月）から 5 月 25 日（水）までの、午前 10 時から正午及び午後 1 時から午後 3 時までとする。

参加資格審査に関する提出書類を提出する際、提出する前日の午後 3 時まで、電話にて提出時間を連絡すること。なお、この際、提出時間の変更を行うことがある。

イ 受付場所

後記 第 5 4 に記載の本事業に関する市の担当部署

ウ 参加資格審査の確認通知

参加資格審査の確認の結果は、募集に参加した全ての応募グループの代表企業に平成 28 年 6 月 1 日（水）に書面で通知する。

エ 提案書番号の付記

本事業における提案書の各書類の右下所定欄に記載する提案書番号は、参加資格審査の確認結果の通知に付記するものとする。

オ 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、市に対して平成 28 年 6 月 15 日（水）までに書面を郵送にて提出し、理由の説明を求められることができる。市は説明を求められたときは、平成 28 年 6 月 30 日（木）までに説明を求めた者に書面による回答を郵送にて発送する。

提出場所は、後記 第 5 4 に記載の本事業に関する市の担当部署とする。

(3) 提案書の提出

① 提案書の受付

参加資格審査を通過した者（以下「応募者」という。）は、提案書の各必要部数及び提案書の電子データを記録した CD-R を持参すること。

ア 受付期間

平成 28 年 7 月 1 日（金）から 7 月 15 日（金）までの土及び日を除き、午前 10 時から正午及び午後 1 時から午後 3 時までとする。

提案書を提出する際、前日の正午までに、受付場所へ電話にて来庁希望時間を連絡すること。なお、この際、提出時間の変更を行うことがある。

イ 受付場所

後記 第5-4 に記載の本事業に関する市の担当部署

ウ 提出部数及び提出方法

提案書は20部及び電子データ（Microsoft Word（原則10.5ポイント活字）及び設計図書を作成した際の原本データ並びに提案書と同様の構成でまとめたPDF）CD-R2枚を持参により提出すること。

提出の際は、提案書を封筒又は箱に封入し、「四條畷中学校・四條畷西中学校整備事業提案書 在中」と朱書し、提出すること。

エ 提案書

提案書は下表による。各様式は「様式集」に従い、様式毎に指定されたMicrosoft Word（原則10.5ポイント活字）を使用して作成すること。提出書類は20部を提出すること。

名称	様式	部数	サイズ	形式
提案提出書	15	20	A4	Word
要求水準に関する誓約書	16	20	A4	Word
提出書類チェックリスト	17	20	A4	Word
提案書表紙	18	20	A4	Word
1. 施設整備に関する事項				
四條畷中学校の小中連携棟に関する提案	19	20	A3	Word
四條畷西中学校のプールに関する提案	20	20	A3	Word
四條畷西中学校の体育館棟に関する提案	21	20	A3	Word
四條畷中学校、四條畷西中学校のクラブ用倉庫に関する提案	22	20	A4	Word
2. 改修に関する事項				
設備改修に関する提案	23	20	A4	Word
外構等改修に関する提案	24	20	A4	Word
校舎の老朽化対策(外部改修)に関する提案	25	20	A4	Word
校舎の老朽化対策(内部改修)に関する提案	26	20	A4	Word
3. 事業実施に関する事項				
実施体制に関する提案	27	20	A4	Word
施工計画に関する提案	28	20	A4	Word
地域経済への配慮に関する提案	29	20	A4	Word
4. 価格に関する事項				
価格提案書	30	20	A4	Word
提案価格内訳書	31	20	A4	Word
5. 設計図書に関する提出書類				
提案書表紙（設計図書に関する提出書類）	40	20	A3	Word
四條畷中学校小中連携棟				
建築計画概要及び面積表	41-1	20	A3	Word
土地利用計画図	41-2	20	A3	PDF

平面図	41-3	20	A3	PDF
断面図	41-4	20	A3	PDF
立面図	41-5	20	A3	PDF
パース	41-6	20	A3	PDF
四條畷西中学校プール				
建築計画概要及び面積表	42-1	20	A3	Word
土地利用計画図	42-2	20	A3	PDF
平面図	42-3	20	A3	PDF
断面図	42-4	20	A3	PDF
立面図	42-5	20	A3	PDF
給排水系統図	42-6	20	A3	PDF
パース	42-7	20	A3	PDF
四條畷西中学校体育館				
建築計画概要及び面積表	43-1	20	A3	Word
土地利用計画図	43-2	20	A3	PDF
平面図	43-3	20	A3	PDF
断面図	43-4	20	A3	PDF
立面図	43-5	20	A3	PDF
パース	43-6	20	A3	PDF
四條畷中学校クラブ用倉庫				
建築計画概要及び面積表	44-1	20	A3	Word
全体配置図	44-2	20	A3	PDF
平面図	44-3	20	A3	PDF
立面図	44-4	20	A3	PDF
四條畷西中学校クラブ用倉庫				
建築計画概要及び面積表	45-1	20	A3	Word
全体配置図	45-2	20	A3	PDF
平面図	45-3	20	A3	PDF
立面図	45-4	20	A3	PDF

② 提案書の作成要領

ア 提案書番号

提案書は、各様式の所定の欄に、参加資格の確認結果の通知に記載した提案書番号を記載すること。また、各様式は様式集記載の作成要領に従い作成すること。

イ 校舎等の老朽化対策の提案条件

要求水準書 第 2 5 (4)「校舎の老朽化対策等」の外壁改修については、下記の数量を前提として提案書を作成すること。なお、実際に補修が必要となった面積との差異について、費用の清算を行うものとする。

四條畷西中学校(校舎)		
ひび割れ部		
自動式低圧樹脂注入工法 (m)	ひび割れ幅1.0mm程度	681.0
Uカットシール材充てん工法 (m)	10×15mm程度	34.0
浮き部、欠損部		
エポキシ樹脂モルタル充てん工法 (箇所)	100×100×30mm程度	1,934.0
エポキシ樹脂モルタル充てん工法 (㎡)		80.0

③ 本事業に関する提案内容を記載した提案書の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他市が必要と認める時には、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者から提出された資料については、本事業の公表以外には応募グループに無断で使用しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

オ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

カ 使用言語、単位及び時刻

本件募集に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

④ 提案内容に関するヒアリングの実施

応募者に対して平成28年7月下旬～8月上旬に提案内容に関するヒアリングを実施する。ヒアリングは、選定委員会において応募者が提案内容に関するプレゼンテーションを行い、審査委員が質疑等のヒアリングを行うことを想定している。

実施日時及び開催場所、進め方等の詳細については、応募者の代表企業に対して後日連絡を行う。

⑤ 応募にあたっての留意事項

ア 本件募集要項の承諾

応募者は、本件募集要項の記載内容を承諾の上、募集すること。

イ 費用負担等

募集書等の作成及び提出等本件募集に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ 募集の棄権及び辞退

提案書番号の交付を受けた応募者が、提案書等の提出期限までに提出しない場合は、棄権したものとみなす。参加資格の確認結果の通知を送付された応募者が募集を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を持参すること。

エ 公正な募集の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 23 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させず、又は公募型プロポーザルを延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

オ 募集の中止・延期

公募型プロポーザルが公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募型プロポーザルを延期し、若しくは取り止めることがある。

カ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ・ 参加資格がない者による応募
- ・ 代表企業以外の者による応募
- ・ 応募書等に虚偽の記載をした者による応募
- ・ 記名押印のない応募書による応募
- ・ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- ・ 応募者及びその代理人のした 2 以上の応募
- ・ その他応募に関する条件に違反した応募

(4) 提案上限価格

金 2,710,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く）

上記提案上限額は、事業期間にわたって市が事業者を支払う業務の対価（総額）である。

平成 28 年度から平成 30 年度において当該年度の出来高に応じて対価を支払うものとする。

また、提案により各年度支払予定金額の 10 分の 4 を限度として前払いを行うことが可能である。なお、前述の前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証書を発注者に寄託して、契約金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

ただし、前払金の額が 2 億円を超える場合は、前払金の額は 2 億円、中間前払金の額が 1 億円を超える場合は、中間前払金の額は 1 億円とする。

5 優先交渉権者の選定及び決定

(1) 審査の体制

市は、本事業において公募型プロポーザルを実施するに際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として四條畷中学校・四條畷西中学校整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」とする。）を設置している。また、選定委員会が専門的な意見を求める学識経験者（以下「学識経験者」とする。）を設置している。

<選定委員会 審査委員名簿（敬称略・順不同）>

氏名	所属
森川 一史	副市長
藤岡 巧一	教育長
開 康成	理事兼政策企画部長
田中 俊行	総務部長
西尾 佳岐	市民生活部長
吐田 昭治郎	都市整備部長
森本 栄一郎	都市整備部参事（エネルギー政策担当）
谷口 富士夫	健康福祉部長
高津 和憲	健康福祉部健康・保険担当部長
北田 秀	上下水道局長
坂田 慶一	教育部長

<学識経験者 敬称略・順不同）>

氏名	所属
久 隆弘	近畿大学 総合社会学部 教授
田中 一成	大阪工業大学 工学部 教授
西田 俊幸	西田公認会計士事務所 公認会計士・税理士

参加者が故意に委員に接触し、不正行為を行ったと認められる場合は、審査対象から除外することとする。

なお、民間事業者の募集、審査及び優先交渉権者の決定の過程において、参加者が無い、あるいは、いずれの参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を事業者が実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

(2) 選定の方法

選定委員会において、募集の公告時に公表する事業者選定基準に基づき、提案内容を総合的に審査する。審査の内容についての詳細は、本募集要項と併せて公表する事業者選定基準による。

なお、応募者が1グループのみの場合でも、募集は有効に成立するものとする。

(3) 優先交渉権者等の決定及び公表

① 優先交渉権者等の決定

市は、(2)の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

② 結果及び評価の公表

募集結果は、平成28年8月上旬に応募者の代表企業全てに文書で通知し、併せて審査結果を後記第5-4に記載する本事業に関する市の担当部署のホームページ上で公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

第4 契約に関する基本的な考え方

1 契約内容についての協議

市は提案内容に基づき、優先交渉権者と契約内容についての協議を行い、当該協議の内容に基づき、優先交渉権者と契約を締結するものとする。

2 契約保証金等

優先交渉権者は、契約の成立と同時に以下のとおり契約保証金の納付等を行わなければならない。設計に係る対価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の5%以上、建設に係る対価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の30%以上の額を契約保証金として市へ支払う。有効期間は契約の締結日から全ての学校施設の整備完了までとする。なお、有価証券等の提供又は銀行若しくは市が確実と認める金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

履行保証保険については、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約の締結後速やかに当該履行保証保険契約の保険証券を市に提出するものとする。

3 仮契約及び契約の締結

市は、優先交渉権者と募集公告時に公表する募集要項等に基づき契約に関する協議を行い、平成28年8月に仮契約の締結を予定している。なお、仮契約は市議会における契約の議決を経て本契約となる。市議会への議案上程は、平成28年9月を予定している。

4 次点交渉権者との交渉

市が、優先交渉権者との契約内容に関する協議が不調となり優先交渉権者との契約締結が不可能と判断した場合は、市は次点交渉権者と契約内容に関する協議を開始することが出来るものとし、当該協議の内容に基づき、次点交渉権者と契約を締結するものとする。

5 募集及び契約締結に伴う費用負担

応募に係る費用及び契約締結に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

6 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第5 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本事業の本契約に係る議案の四條畷市議会への上程は、平成28年9月議会を予定している。

2 債務負担行為の設定

市は、本事業の実施について平成28年3月四條畷市議会において債務負担行為の設定を行っている。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開請求があった場合は、市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

本事業に関する情報提供は、四條畷市教育委員会 教育部教育環境整備室のホームページ等を通じて適宜行う。

4 本事業に関する市の担当部署

四條畷市教育委員会 教育部教育環境整備室

TEL 072-877-2121 内線 817

FAX 072-877-8300

電子メールアドレス：kyoukan@city.shijonawate.lg.jp

ホームページアドレス

[http://www.city.shijonawate.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoiku/kyoikukankyoseibi/gyomua
nnai/kyoikukankyoseibi/](http://www.city.shijonawate.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoiku/kyoikukankyoseibi/gyomua
nnai/kyoikukankyoseibi/)